

【懸賞広告 1・2 に共通の補足・注意事項等】

(1) 交付決定の取消事由

応募者が次のいずれかに該当するときは、NEDO は受賞の決定を取り消すことができる。これらの他に取消事由として記載すべき事項の有無、ある場合はその具体内容を検討する。

尚、取消を実施した際には、速やかに交付先に通知するものとする。

受賞の取り消しが発生したとしても、公表されたその他の順位や懸賞金に変更はありません。

- ・受賞者が、法令等に違反したとき
- ・受賞者が、懸賞金の交付等に関して不正をしたとき
- ・受賞者が、各懸賞広告に記載の NEDO「懸賞金の交付等に関する規程」第 5 条（応募者の暴力団排除に関する誓約）の制約違反をしたとき
- ・受賞者が申請した応募内容に虚偽があったとき
- ・応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがある場合（応募後に侵害となった場合を含む）

受賞の決定を取り消した場合において、既に受賞者に懸賞金が支払われているときは、受賞者に対して、懸賞金の返還を請求する。

(2) 募集に係る説明会の開催方法

開催方法・開催日時については決定次第、本事業特設サイトにて公表する。

(3) その他必要な事項

- ・提出された成果に関する著作権その他の知的財産権は応募者に帰属する。提出する成果は、第三者の著作権その他知的財産権を侵害していないものに限る。
- ・事務局からのアンケートや広報活動に協力すること。本懸賞広告への応募に係る提出書類に記載された情報は、事務局が広報活動のために、雑誌、書籍、ウェブサイト、メールマガジン等の各媒体で利用する場合がある。
- ・提出書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となる。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について NEDO との調整を経て決定することとする。
- ・提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはない（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く）。
 - ・成果の審査・選考・事業管理
 - ・コンテスト後の事務連絡、資料送付等
 - ・申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成

- ・ EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の取組を政府として推進すべく、提供された情報（提供された情報を加工して生じた派生的な情報も含む）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合がある。情報提供にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとする。

- ・ 本懸賞広告内容に変更がある場合は、同一の方法により広告を行う。

（４） 本事業特設サイトについて

- ・ 本事業の特設サイト URL は NEDO の公募ページを参照。
- ・ 本懸賞広告内容に変更がある場合は特設サイト等への掲載により広告を行う。